

## 船舶事故等調査報告書

平成23年9月29日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010仙第59号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成22年6月19日（土） 09時15分ごろ	
発生場所	青森県野辺地町野辺地港北東方沖 野辺地港西防波堤灯台から真方位042° 5.1海里付近 （概位 北緯40° 56.4′ 東経141° 11.3′）	
事故等調査の経過	平成22年7月8日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等</p> <p>A 遊漁船 朝光丸、3.4トン AM3-35222（漁船登録番号）、個人所有</p> <p>B モーターボート 優樹、5トン未満（長さ6.79m） 235-23069青森、個人所有</p>	
乗組員等に関する情報	<p>A 船長A、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定</p> <p>B 船長B、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定</p>	
死傷者等	なし	
損傷	<p>A 左舷船尾部の係船柱倒壊</p> <p>B 船首部破損</p>	
事故等の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、釣り客8人を乗せ、約8ノット（kn）の速力で釣り場を移動中、船長Aが、B船を右舷船首方に初認した際、B船が漂泊しているものと思ひ、沖の釣り場に向けて右転し、釣り場を決めることに意識を集中していたため、B船に接近していることに気付かず西進した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、トローリングを行いながら約2knの速力で北東進中、船長Bが右舷方にA船を初認した際、A船が左転して自船から離れていくものと思ひ、A船が右転したことに気付かず航行を続けた。</p> <p>両船は、平成22年6月19日09時15分ごろ、青森県野辺地湾において、A船の左舷船尾部とB船の船首部が衝突した。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 東、風力 1、視界 良好</p> <p>海象：平穏</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>A船は西進中、B船は北東進中、野辺地港北東方沖において、両船が衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、釣り場を決めることに意識を集中し、適切な見張りを行っていなかったことから、B船に接近していることに気付かなかったものと</p>

		考えられる。 船長Bは、適切な見張りを行っていなかったことから、A船が自船の前路に向けて右転したことに気付かなかったものと考えられる。
原因		本事故は、野辺地港北東方沖において、A船が西進中、B船が北東進中、両船が適切な見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。